

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 6年 6月21日 岡崎市長 殿 提出者 住 所 名古屋市中区丸の内1丁目14番13号 氏 名 株式会社銭高組名古屋支店 理事支店長 河野和彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 052-231-7324 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 銭高組 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中区丸の内1丁目14番13号
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	242百万円(完工高)
③従業員数	101人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→再生処理業者に委託して再生砕石、再生骨材等にして再資源化 木くず→再生処理業者に委託してチップ(合材用、燃料用)として再資源化 プラスチック類→再生処理業者に委託して破砕し、プラスチック原料や燃料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック等10種類	
	排出量	3, 346 t	t
	(これまでに実施した取組) 廃プラ→梱包の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック等10種類	
	排出量	8, 000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃プラ→梱包の簡素化、再利用できる梱包材の使用		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ゼロエミッション活動実施中、全ての品目の分別を実施し、再資源化して最終処分量をゼロに近づける。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ゼロエミッション活動実施中、全ての品目の分別を実施し、再資源化して最終処分量をゼロに近づける。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	汚泥、がれき類の自ら利用を行う。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
自己中間処理なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自己中間処理予定なし			

(第4面)

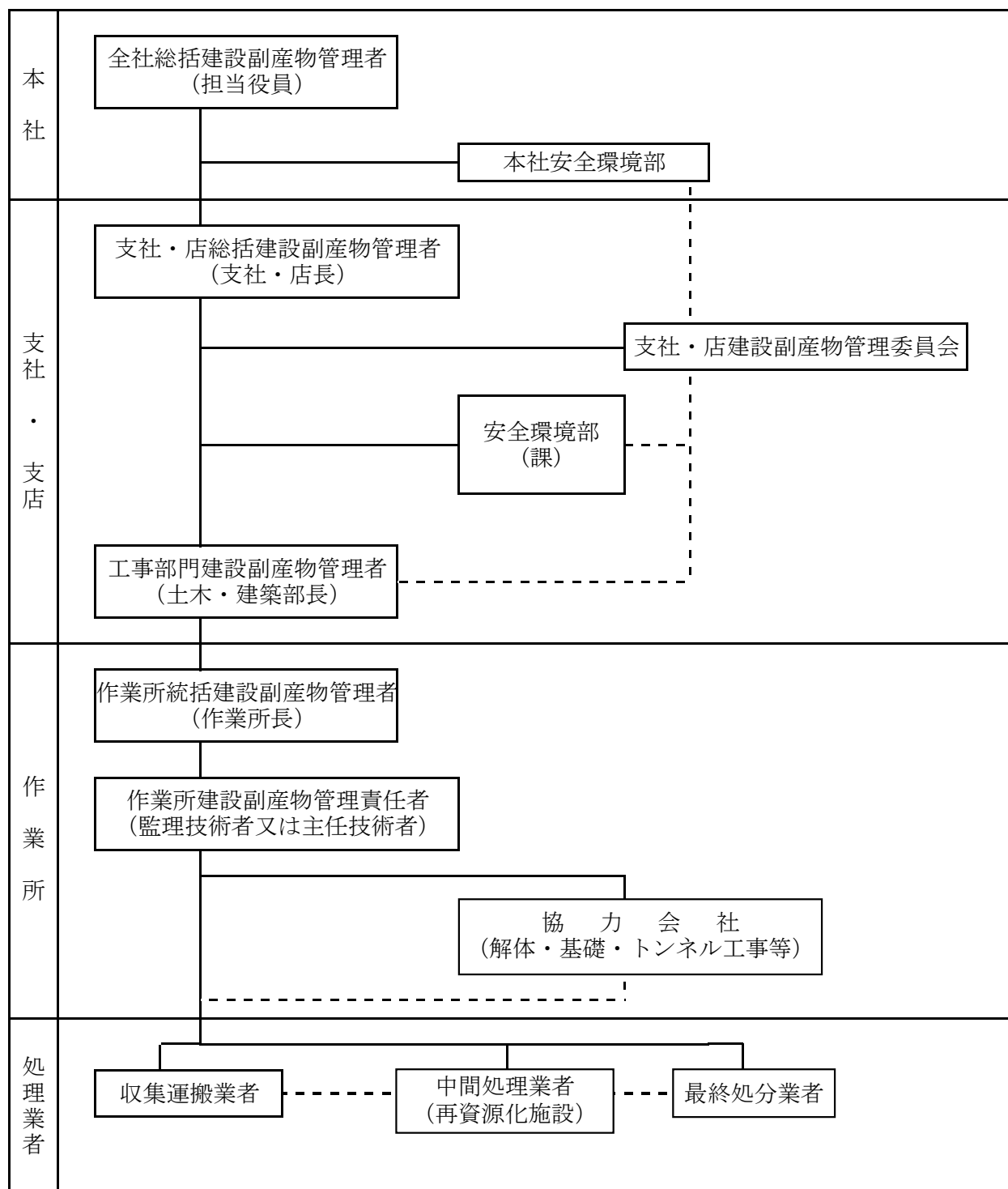
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥等10種類	
	全処理委託量	3,346 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3,346 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） なるべくリサイクル率の高い業者に委託して最終処分量を減らす。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック等 10種類	
	全 処 理 委 託 量	8, 0 0 0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8, 0 0 0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なるべくリサイクル率の高い業者に委託して最終処分量を減らす。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

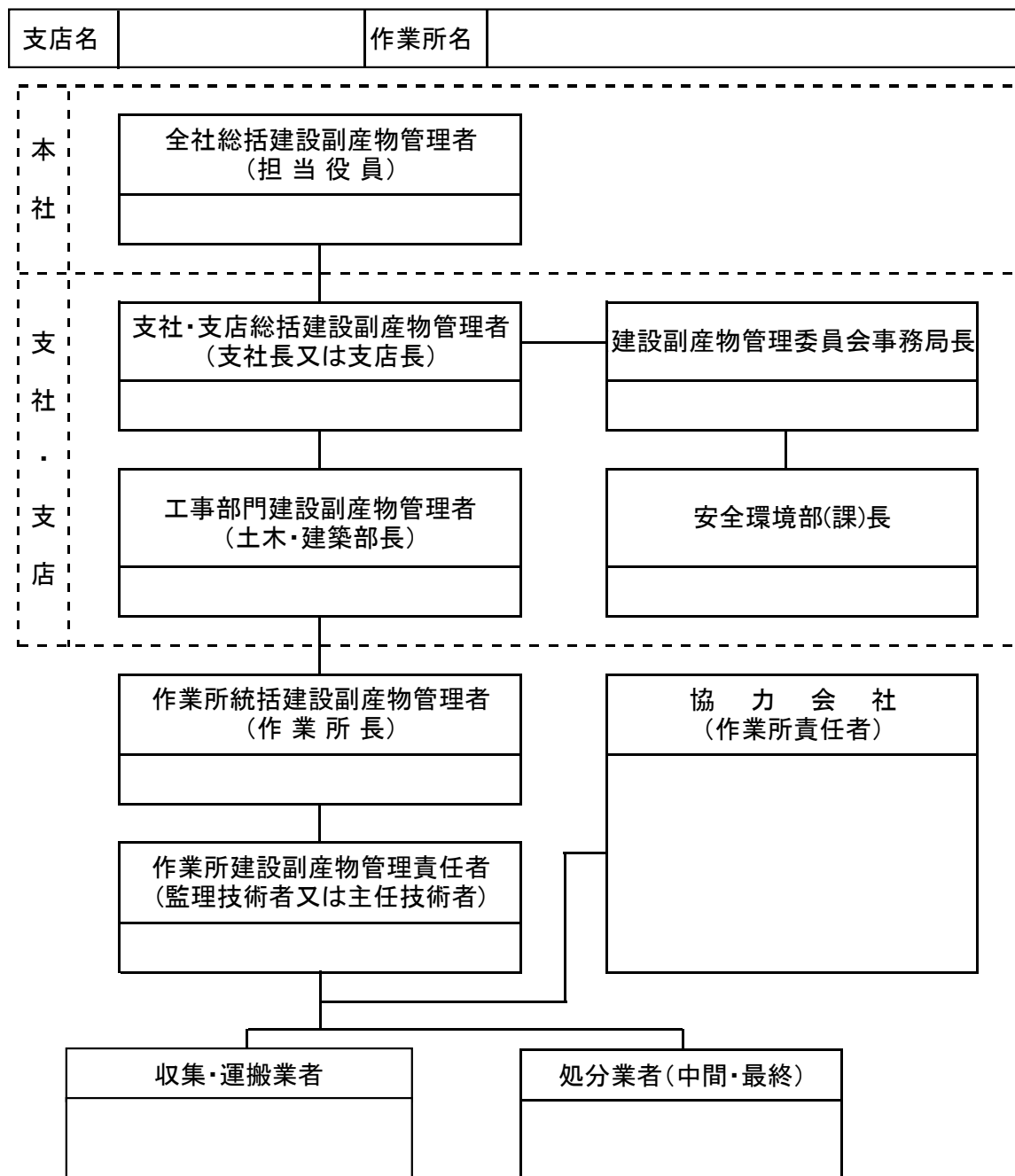
錢高組建設副産物管理体制組織図



——— 指示系統
 連絡系統

(参考)

作業所建設副産物管理機構図



（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 20 日	
岡 崎 市 長 殿	
提出者 住 所 岡崎市広幡町3番地5 氏 名 パナソニックホームズ(株) 中部第一支社 愛知東支店 支店長 西野 隆敏 電話番号 0564-26-1521	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	パナソニックホームズ株式会社 中部第一支社 愛知東支店
事業場の所在地	岡崎市広幡町3番地5
計画期間	令和5年度（令和5年 4月～ 令和6年 3月）
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D-6 総合工事業
②事業の規模	愛知東支店 令和4年度完成工事高 4200,000,000 円
③従業員数	60 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	新築工事現場：自社エコセンターにて回収し、再利用及び処分委託業者による処分 解体工事現場：収集運搬委託契約業者による処分委託業者への搬出

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

パナソニックホームズ本社 品質環境部

↓

建設部（全社建設部門統括）

↓

愛知東支店 支店長

↓

愛知東工事センター

↓

愛知東施工チェーン会

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類

調査票参照

排出量

565 t

t

(これまでに実施した取組)

新築工事については、ゼロエミッションを達成しており、今まで通り活動継続します。

解体工事につきましては、現場での分別促進とリサイクル率の高い中間処分業者との委託によりリサイクル率を高めて行きます。

また、全委託契約業者では電子マニフェスト導入済です。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

調査票参照

排出量

552 t

t

(今後実施する予定の取組)

新築現場での余剰部材の発生率を抑制し、更なる分別細分化への取り組みを強化して行きます。

解体工事の現場においても、分別化の向上を図り「リサイクル率向上への取り組みを継続してまいります。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

新築工事：分別仕分け ゼロエミッション

解体工事：現場での可能な限りの分別作業とリサイクル率の高い施設との委託

	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 事務所や現場作業員への分別の啓蒙活動や適正処理勉強会により知識向上と共に分別精度を向上してまいります。
--	-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う	t	t

		産業廃棄物の量		
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（平成 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	調査票参照		
	全処理委託量	565 t		t
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	t		t

		再生利用業者への 処理委託 量	516 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組) 事業所・取引業者への産業廃棄物処理に関しての教育 (適正処分や分別の指導など) 新築工事におけるゼロエミッション達成		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	調査表参照	
	全処理委託 量	552 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	66 t	t
	再生利用業者への 処理委託 量	486 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良施工店との積極的委託契約の推進を図る		

※事務処理欄	
--------	--

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【令和5年度実績】

[illegible]

【令和6年度計画】

[illegible]

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 平成 6 年 7 月 17 日 (宛先) 岡 崎 市 長 提出者 株式会社 忍建材 住 所 岡崎市坂左右町葦ノ部27 氏 名 代表取締役 山崎 忍 代表取締役(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0564-55-1853 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 忍建材
事業場の所在地	愛知県岡崎市坂左右町葦ノ部27
計画期間	平成 5 年度 (平成 5 年 4 月～平成 6 年 3 月)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高：4億
③従業員数	16人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→再生処理業者に委託し、破碎後、再生碎石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、破碎後、チップとして再資源化 混合物→最終処分業者に委託し、選別後、破碎・焼却・埋立処分 ガラス陶磁器くず→再生処理業者に委託し、破碎後、改良剤として再資源化 繊維くず→中間処理業者に委託し、破碎後、燃料として再資源化 石綿含有がれき類及びがれき類→最終処分業者に委託し、埋立処分 廃プラスチック類→中間処理業者に委託し、破碎、圧縮後、埋立処分 ガラス陶磁器くず→中間処理業者に委託し、破碎後、埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 経営層 ↓ 管理責任者 (毎日の写真などの進捗状況管理、工程会議) ↓ 工事現場責任者 (委託業者の選定、マニフェスト管理)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (平成 5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排 出 量	1230.39 t	t
	(これまでに実施した取組) 解体時に於ける分別を徹底し、出来るだけリサイクルに努めた。 作業員に対しリサイクルの教育を周知させた。 法令順守に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全品目	
	排 出 量	860 t	t
	(今後実施する予定の取組) 解体現場の分別を今まで以上にリサイクル向上務める。 産業廃棄物の再生化及び優良認定処理業者を向上させる。 作業員に対しリサイクルの教育に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体現場に於けるがれき類及び木材のリサイクル化に努める		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 解体施工の入る前、事前に施主様に一般廃棄物の処理をお願いする。 解体時に残りの一般廃棄物処理が残っていた場合でも、処理をお願いし廃棄物削減に努める。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能範囲で再生利用者への取組を行い、最終処分量の削減を図る。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への委託を業者選定時に考慮する。 委託先処理業者には定期的に実施確認をする。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

(第2面)産業廃棄物の排出抑制に関する事項

①現状	種類	がれき類	木くず	ガラス陶磁器	廃プラスチック類	繊維くず	混合物	石綿含有がれき類
(t)	量	848.1	173.3	86.98	17.65	11.53	66.33	26.5

②計画	種類	がれき類	木くず	ガラス陶磁器	廃プラスチック類	繊維くず	混合物	石綿含有がれき類
(t)	量	600	140	60	10	10	40	20

(第4面)(第5面)産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	種類	がれき類	木くず	ガラス陶磁器	廃プラスチック類	繊維くず	混合物	石綿含有がれき類
(t)	全処理委託料	848.1	173.3	86.98	17.65	11.53	66.33	26.5
委託先	優良認定業者	7	173.3			11.3		11.5
	再生利用業者	792.3				0.23		0
	認定熱回収業者	0	0	0	0	0	0	0
	未認定熱回収業者	0	0	0	0	0	0	0

②計画	種類	がれき類	木くず	ガラス陶磁器	廃プラスチック類	繊維くず	混合物	石綿含有がれき類
(t)	全処理委託料	600	140	60	10	10	40	20
委託先	優良認定業者	100	140	30		10		20
	再生利用業者	500			10		15	
	認定熱回収業者	0	0	0	0	0	0	0
	未認定熱回収業者	0	0	0	0	0	0	0

(裏面)

産業廃棄物最終処分場処分状況(年度)

最 終 処 分 場 の 設 置 場 所					
最 終 処 分 場 の 種 類					
最 終 処 分 量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
年 度 末 に お け る 残 存 埋 立 容 量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³

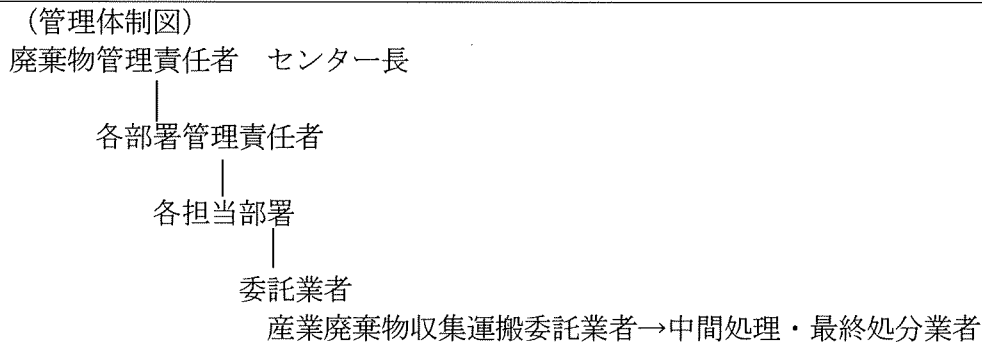
	県外産業廃棄物排出事業所名	県外産業廃棄物排出事業所住所	コード番号		処 分 量									
			産業廃棄物の種類コード	委託者の所在地コード										
1		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
2		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
3		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
4		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
5		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
6		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
7		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
8		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
9		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
10		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
11		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
12		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
13		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
14		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg
15		都道府県市町村											①t	②kg
													③m³	④kg

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 24 日	
岡崎市長 殿	
提出者	
住 所 岡崎市高隆寺町小屋場9番地3	
氏 名 愛知県三河青い鳥医療療育センター	
センター長 則竹耕治	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0564-64-7980	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	愛知県三河青い鳥医療療育センター
事業場の所在地	岡崎市高隆寺町小屋場9番地3
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	140床
③ 従業員数	199人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為により排出される感染性廃棄物を専用容器に入れ、担当者が医療廃棄物庫に運搬し、保管したものを、外部委託業者にて収集、運搬、焼却処分。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	52.095 t	—
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物と非感染性廃棄物を医療廃棄物分別表に従い、分別を行う。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排 出 量	49 t	—
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、医療廃棄物分別表に従い、職員ひとりひとりの意識により排出抑制を目指す。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物と非感染性廃棄物を医療廃棄物分別表に従い分別を行っている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取り組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	52.095 t	—
	優良認定処理業者への処理委託量	52.095 t	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	（これまでに実施した取組）		
	感染性廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。優良認定処理業者に委託している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全 処 理 委 託 量	49.0 t	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	49.0 t	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—
	(今後実施する予定の取組) 今後も優良認定処理業者に委託していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0 t	
	(今後実施する予定の取組等) 産業廃棄物の処理委託について、電子情報処理組織の導入を処理業者 とともに検討し努めます。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 5 月 日	
(宛先) 岡 崎 市 長	
提出者 〒444-8601 住 所 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 氏 名 岡崎市長 中根 康浩 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0564-23-6235 連絡先 河川課技術係 鈴木	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	土木建設部河川課
事 業 場 の 所 在 地	岡崎市十王町 2 丁目 9 番地
計 画 期 間	令和 6 年度 (令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	9 8 : 地方公務
②事 業 の 規 模	保母三ノ瀬排水路ほか20排水路清掃 (令和 5 年度)
③従 業 員 数	16人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木建設部河川課にて排水路清掃 (汚泥) 処理委託業務を産業廃棄物収集運搬および処理業者と委託契約の締結を行い、適正に処理を行う。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 廃棄物処理統括責任者 河川課長 ↓ 廃棄物処理管理担当 河川課技術係 ↓ 廃棄物処理責任者 排水路清掃(汚泥)処理委託業務受託業者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	1666 t	t
	(これまでに実施した取組) 災害防除としての排水路清掃を行っており、汚泥の排出を抑制することは困難であると判断しているため、特に取組は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	1000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記現状のとおり。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生汚泥の分別は困難であると判断しているため、特に取組は行っていない。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記現状のとおり。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当事例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当事例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	1000 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1000 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 土木建設部河川課にて排水路清掃（汚泥）処理委託業務を産業廃棄物 収集運搬および処理業者と委託契約の締結を行い、適正に処理を行う 予定である。		

※事務処理欄	
--------	--

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 6 日	
(宛先) 岡 崎 市 長	
提出者	
住 所 岡崎市十王町二丁目9番地	
氏 名 岡崎市	
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者	
伊藤 茂	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0564-22-1101	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	仁木浄水場
事業場の所在 地	岡崎市仁木町字川越 46-1
計画期 間	令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	36：水道業
2 事業の規 模	年間配水量：11,221,020 m ³ 日平均配水量：27,926 m ³
3 従業員 数	16人

	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	浄水処理 → 汚泥池 → 濃縮槽 → 排水処理施設 → 汚泥（脱水ケーキ）
--	---------------------	--

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
（管理体制図） 産業廃棄物処理責任者 水道浄水課長 産業廃棄物施設技術管理者 施設2係係長			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	9,516 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	11,500 t	t

		(今後実施する予定の取組) 予測が難しい水量変化及び水質変化に対して水道法を厳守し、今まで以上の適時適正な浄水処理を検討する。
産業廃棄物の分別に関する事項		
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 浄水場で発生する汚泥は分別することが難しいと判断されるため、特に取り組みは行っていない
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 浄水場で発生する汚泥は分別することが難しいと判断されるため、特に取り組みは行っていない。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	3 6 4 t	t
	（これまでに実施した取組） 浄水場内に設置してある産業廃棄物中間処理施設において処理（脱水）した汚泥（脱水ケーキ）を男川浄水場へ運搬し売却した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	4 0 0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和５年度）実績】		

		産業廃棄物の種類	汚泥	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	9 , 1 5 2 t	t
		(これまでに実施した取組) 処理前汚泥濃度を上げる方法、脱水汚泥の含水率減少方法を検討した。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1 1 , 1 0 0 t	t
		(今後実施する予定の取組) 処理前汚泥濃度を上げる方法、脱水汚泥の含水率減少方法を検討する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組) 浄水場で発生する汚泥を場内に埋立処分又は海洋投棄処分することは難しいと判断しているため、特に取組みは行っていない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		

		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組) 浄水場で発生する汚泥を場内に埋立処分又は海洋投棄処分することは難しいと判断しているため、特に取組みは行っていない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託 量	0 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託 量	0 t	t	
	再生利用業者への 処理委託 量	0 t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	t	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の処理において、土壌改良材として再利用した。			

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	0 t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t	

		再生利用業者への 処理委託 量	0 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組) 発生汚泥は仁木浄水場から男川浄水場へ運搬し売却予定。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（ 第 1 面 ）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 6 日	
(宛先) 岡 崎 市 長	
提出者	
住 所 岡崎市十王町二丁目 9 番地	
氏 名 岡崎市	
岡崎市水道事業及び下水道事業管理者	
伊藤 茂	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0564-22-1101	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	男川浄水場
事業場の所在 地	岡崎市大平町字塚畑 1 番地
計画期 間	令和 6 年度（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	36 ： 水道業
2 事業の規 模	年間配水量：20,638,598m ³ 日平均配水量：56,390m ³
3 従業員 数	25 人

	④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→再生処理業者に委託し、園芸用土として再資源化
--	-----------------	---------------------------

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 水道浄水課長 (産業廃棄物処理責任者) ↓ 浄水管理係長 (産業廃棄物処理施設技術管理者)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出 量	8,625 t	t
	(これまでに実施した取組) 原水の水質に対する適切な薬品使用量等に対応した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出 量	8,600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 予想が難しい水量変化及び水質変化に対して水道法を厳守し、今まで以上の適時適正な浄水処理を検討する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 浄水場で発生する汚泥は分類することが難しいと判断しているため、特に取り組みは行っていない。
②計画	浄水場で発生する汚泥は分類することが難しいと判断しているため、特に取り組みは行っていない。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	698 t	t
	(これまでに実施した取組) 浄水場内に設置されている産業廃棄物中間処理施設において脱水 処理した汚泥（脱水ケーキ）を再生利用業者に売却した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	700 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでの取組みを引続き実施する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	7,927 t	t
	(これまでに実施した取組) 処理前汚泥濃度を上げる方法、脱水汚泥の含水率減少方法を検討し た。		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	7,900 t	t
		(今後実施する予定の取組) 引き続き脱水機の整備等を行っていく。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組) 浄水場で発生する汚泥を場内に埋立処分又は海洋投棄処分することは難しいと判断しているため、特に取り組みは行っていない。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t	
	(今後実施する予定の取組) 浄水場で発生する汚泥を場内に埋立処分又は海洋投棄処分することは難しいと判断しているため、特に取り組みは行っていない。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥		
	全処理委託量	0 t	t	
	優良認定処理業者への	0 t	t	

			処理委託 量		
			再生利用業者への 処理委託 量	0 t	t
			認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	t
			認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託 量	0 t	t
		(これまでに実施した取組) 場内の中間処理施設において脱水処理した汚泥（脱水ケーキ）を 再生利用業者に有価物として売却した。			

(第5面)

	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類	汚泥		
		全処理委託 量	0 t		t
		優良認定処理業者への処 理委託 量	0 t		t
		再生利用業者への 処理委託 量	0 t		t
		認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t		t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	0 t		t

		(今後実施する予定の取組) 場内の中間処理施設において脱水処理した汚泥（脱水ケーキ）を再生利用業者に有価物として売却する予定。
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月28日	
(宛先) 岡崎市長 殿	
提出者	
住 所 岡崎市十王町二丁目9番地	
氏 名 岡崎市	
代表者 岡崎市長 中根 康浩	
電話番号 0564-66-7007	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	岡崎市民病院
事業場の所在地	岡崎市高隆寺町字五所合3番地1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	許可病床数680床 (一般)
③従業員数	1,525人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度実績】

特別管理産業廃棄物の種類

排 出 量

(これまでに実施した取組)

別紙3のとおり

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類

排 出 量

別紙のとおり

(今後実施する予定の取組)

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

別紙3のとおり

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	—	—	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	—	
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	—	—	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	—	—	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	—	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	—	—	
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—	
	(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

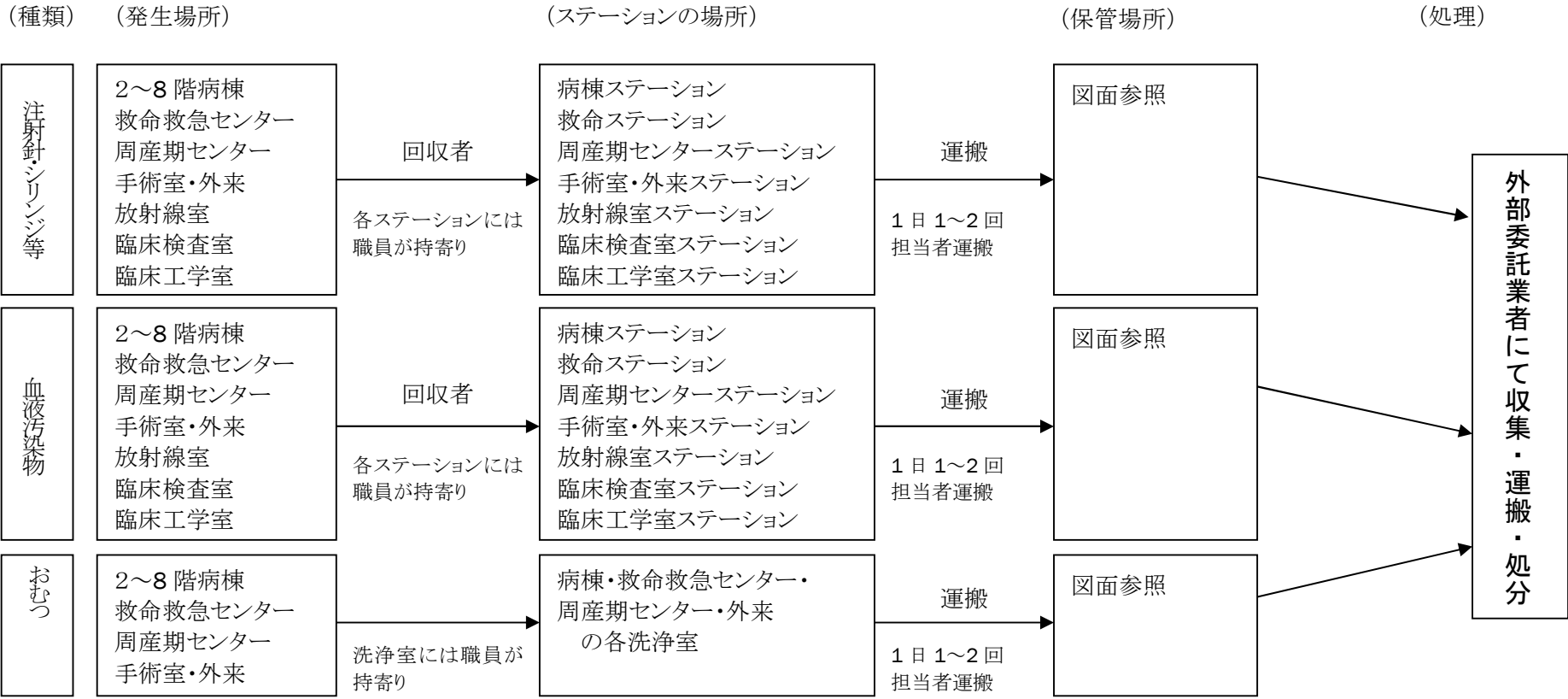
①現状	【前年度実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量			
	優良認定処理業者への処理委託量			
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
	別紙3のとおり			

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量			
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量			
	再生利用業者への 処 理 委 託 量			
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量			
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度実績】			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t		
	(今後実施する予定の取組等) 別紙3のとおり			
※事務処理欄				

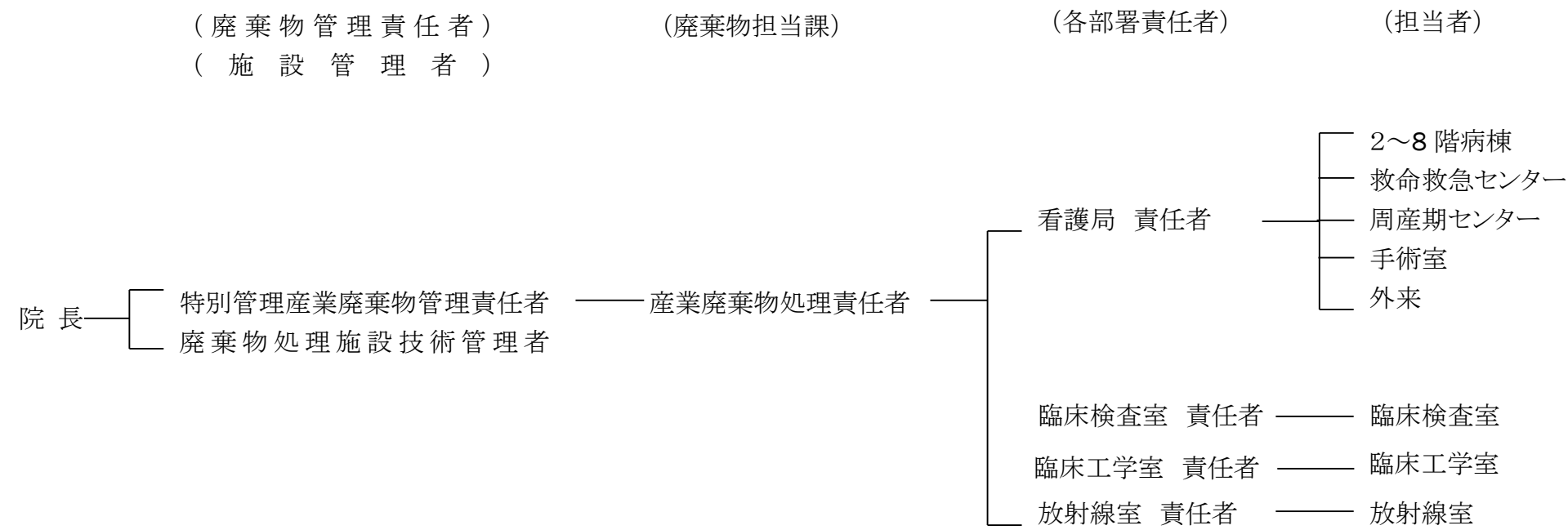
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 廃棄物発生フロー図



別紙2 特別管理産業廃棄物の処理に関する管理体制 組織図及び責任者並びに連絡先



産 業 廃 棄 物 管 理 責 任 者 医 療 安 全 推 進 セ ン タ ー TEL(0564)66-7136

特別管理産業廃棄物管理責任者 医 療 安 全 推 進 セ ン タ ー TEL(0564)66-7136

別紙3

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

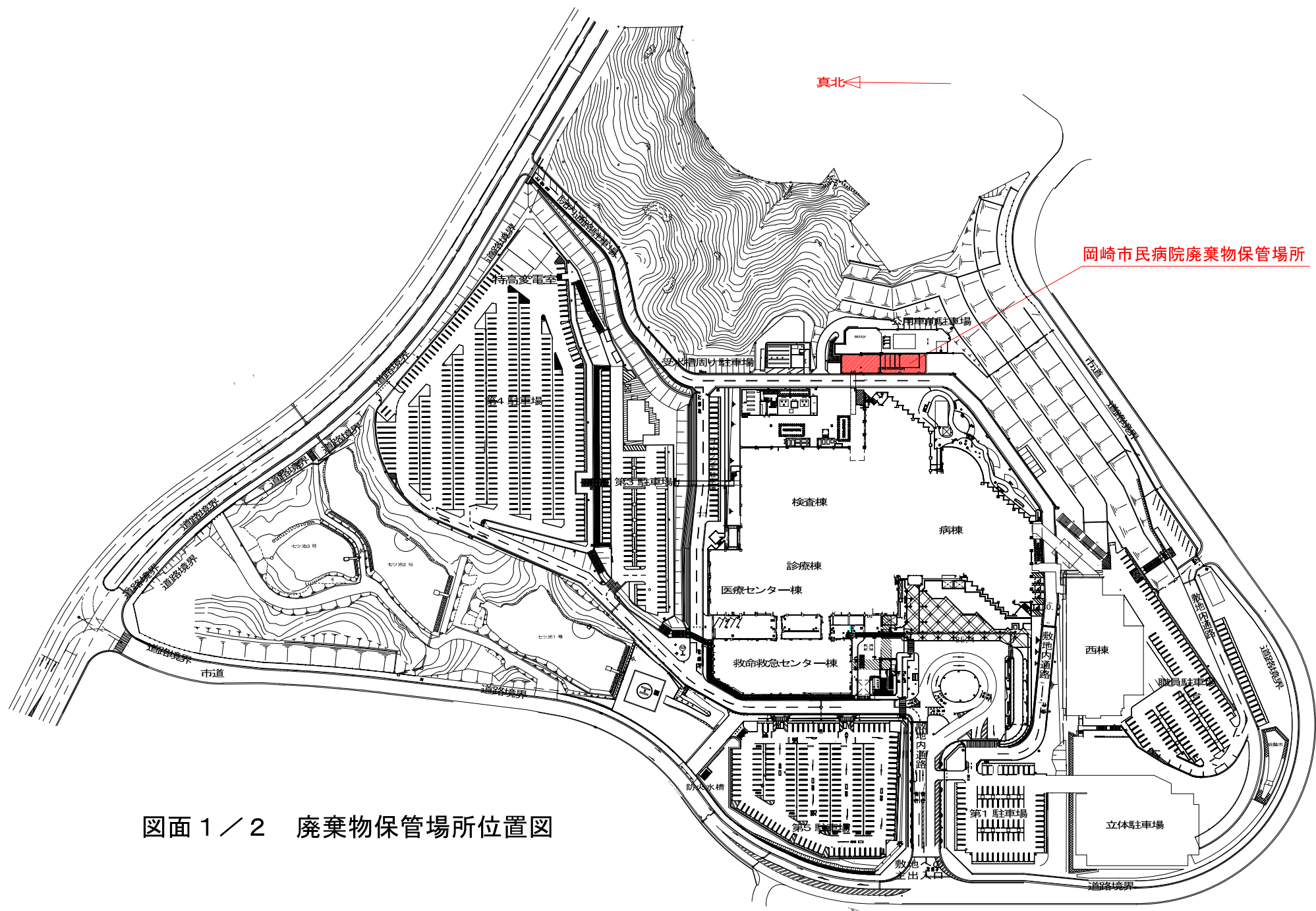
	①現状	【前年度令和5年度実績】				
		産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸	
		排出量	261.130t	1.746t	1.152t	
		(これまでに実施した取組)				
		職員一人一人の意識により排出抑制を目指した。				
	②計画	【目標】				
		産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸	
		排出量	249.000t	1.000t	1.000t	
		(今後実施する予定の取組)				
		引き続き、職員一人一人の意識により排出抑制を目指す。				
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
		感染性廃棄物を針と針以外に分別				
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)				
		現状とおり				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	①現状	【前年度令和5年度実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
		全処理委託量	261.130	1.746t	1.152t
		優良認定処理業者への処理委託量	261.130t	1.746t	1.152t
		(これまでに実施した取組)			
		職員一人一人の意識により排出抑制を目指した。			
	②計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
		全処理委託量	249.000t	1.000t	1.000t
		優良認定処理業者への処理委託量	249.000t	1.000t	1.000t
		(今後実施する予定の取組)			
		引き続き、職員一人一人の意識により排出抑制を目指す。			

電子情報処理組織の使用に関する事項

	【前年度令和5年度実績】	
	特別管理産業廃棄物	
	排出量	264.028t
	(今後実施する予定の取組等)	
	当事業所において発生する産業廃棄物の処理委託については、電子情報処理組織を使用するよう努める。	



図面 1 / 2 廃棄物保管場所位置図

図面 2 / 2 岡崎市民病院廃棄物保管場所配置図

